

<b>事業名</b>	<b>～マンション管理の意識向上と自主的な取組を推進！～ 「港区マンション管理計画認定制度」の運用を開始しました</b>
------------	--

<b>ここがポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆認定取得により、良質な管理水準が維持され、市場において高く評価されることが期待されます。</li> <li>◆認定取得により、住宅金融支援機構の「フラット35」などの金利の引き下げの対象となります。</li> </ul>	<b>事業費</b>	—
----------------	--	------------	---

令和2年6月に「マンション管理の適正化の推進に関する法律」が改正され、地域の実情等に応じてマンションの管理適正化を効果的に推進できるようになりました。  
これを受け、区は本年3月に「港区マンション管理適正化推進計画」を策定し、一定の基準を満たすマンションの管理計画を区が認定する「港区マンション管理計画認定制度」の運用を開始しました。

**港区マンション管理計画認定制度**

管理組合の運営・修繕等の必須基準を満たすマンションを「**みなと認定マンション**」に認定します。また、必須基準に加え、社会貢献の取組を評価する5つのカテゴリーによる選択基準のうち、いずれかを満たすマンションを「**みなと認定マンションプラス**」として認定します。

**必須基準**

**国が定める基準**

- ①組合の運営    ②管理規約    ③組合の経理
- ④長期修繕計画の作成及び見直し
- ⑤その他(組合員名簿・居住者名簿の具備及び定期的な更新)

**港区の独自基準**

旧耐震マンションにおける耐震性確保の検討実施

+

**選択基準**

**港区の独自基準**

防災対策

コミュニティ形成

省エネ対策

子育て対応

高齢者対策


◆ **みなと認定マンション**

◆◆ **みなと認定マンションプラス**

**認定取得のメリット**

- 良質な管理水準が維持され、市場において高く評価されることが期待されます。
- 区分所有者の意識が向上し、マンション管理への自主的な取組の促進につながることを期待されます。
- 住宅金融支援機構の「フラット 35」や「マンション共用部分リフォーム融資」の金利の引き下げなどの対象となります。
- 「みなと認定マンションプラス」を取得したマンションは 他のマンションと差別化でき、居住者の意識が高まることで、コミュニティの形成、トラブル抑制などの効果が期待できます。

認定制度を積極的に周知するとともに、認定基準に関連する各種助成制度による支援などを行うことで、管理組合によるマンションの認定取得を推進します！



<b>問合せ</b> 	課長 住宅課 吉田	☎ 03-3578-2345(直通)	
	係長 住宅課 住宅支援係 山崎	☎ 03-3578-2346(直通)	